

表 1 施設の概要

	神戸環境クリエート株式会社
設置場所	兵庫県神戸市
施設形式	ロータリーキルンストーカ炉
燃焼ガス温度	1, 100℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上

表 2 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

	神戸環境クリエート株式会社
施設敷地境界 ^{※3}	PCB (通常運転時) : 0.40~0.64ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}
	PCB (本試験時) : 0.29~0.68ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}
施設周辺 ^{※3}	PCB (通常運転時) : 0.60ng/m ³ (500ng/m ³ 以下) ^{※1}
	PCB (本試験時) : 0.45~0.59ng/m ³ (500ng/m ³ 以下) ^{※1}
	ダイオキシン類 (通常運転時) : 0.018pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}
	ダイオキシン類 (本試験時) : 0.032~0.038pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}

※1 : 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度

※2 : ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

※3 : PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定

表3 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等

	神戸環境クリエート株式会社
試料の種類及び量 ^{※3} (PCB濃度)	廃活性炭 約0.28トン (PCB濃度 253mg/kg(平均)) 防護具等 約1.46トン (PCB濃度 339mg/kg(平均)) PCB処理物 約0.10トン (PCB濃度 21mg/kg(平均))
排ガス中の濃度 ^{※3}	PCB(通常運転時): 4.5~5.2ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}
	PCB(本試験時): 2.3~4.1ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}
	ダイオキシン類(通常運転時): 0.040~0.057ng-TEQ/m ³ N (0.1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}
	ダイオキシン類(本試験時): 0.033~0.050ng-TEQ/m ³ N (0.1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}

※1: 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量

※2: ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で定める基準値

※3: PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定

表4 焼却処理後の燃え殻及びばいじんの分析結果

	神戸環境クリエート株式会社
燃え殻	PCB: <0.0005mg/L (0.003mg/L) ^{※1}
	ダイオキシン類: 0.025~0.028ng-TEQ/g (3ng-TEQ/g) ^{※2}
ばいじん	PCB: <0.0005mg/L (0.003mg/L) ^{※1}
	ダイオキシン類: 0.40~0.47ng-TEQ/g (3ng-TEQ/g) ^{※2}

※1 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年厚生省告示第192号)第3号に基づき、廃棄物の区分毎に定められている方法で測定した結果であり()内に廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物)に該当しないことを判定するための基準値を記載した。本試験においてはコンデンサの容器及びドラム缶の内壁は拭き取り試験法、それ以外は「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13号)で定める方法(溶出試験法)により調査を行った。

※2 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年厚生省告示第192号)第1号に基づき、廃棄物の区分毎に定められている方法で測定した結果であり()内にはばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1項第5号ワに規定するばいじん又は燃え殻)に該当しないことを判定するための基準値を記載した。